



添付書類や被保険者等の署名・押印が簡略化された社会保険の届出があるようですが、どのように変更されたのでしょうか？



事業主等の事務負担の軽減を目的として、下記届出時の添付書類及び被保険者等の署名・押印等の取扱いが、今年の5月より変更されました。

① 添付書類が廃止された届出

【届出名称】

- ・被保険者資格取得届／厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届
- ・被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届
- ・被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届

【添付書類が必要なケース】

- ・資格取得・喪失年月日および改定年月の初日（1 日）が、届書の受付年月日から 60 日以上遡る場合
- ・加えて月額変更届については、改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から 5 等級以上引き下がる場合

☆変更前

上記ケース届出時は下記書類を添付

（被保険者が法人の役員以外）賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し

（被保険者が法人の役員）株主総会または取締役会の議事録、代表取締役等による報酬決定通知書、役員間の報酬協議書、債権放棄を証する書類のうちいずれか一つ、および、源泉徴収簿または賃金台帳の写し

★変更後

届出時の添付書類は不要。2～4 年に一度対象となる事業所調査実施時に別途確認。

② 被保険者本人の署名・押印等が省略可となった届出

【届出名称】

- ・被扶養者（異動）届・国民年金第 3 号被保険者関係届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（申出の場合）（終了の場合）

☆変更前

届出書類に被保険者本人の署名または押印が必要。電子申請及び電子媒体による届出の場合は、被保険者本人の委任状が必要。

★変更後

事業主が被保険者本人の届出の意思を確認し、届出書類の被保険者の住所欄および第 3 号被保険者の備考欄に「届出意思確認済み」と記載することにより、被保険者本人の署名または押印の省略が可能。

電子申請及び電子媒体による届出の場合は、届出書類の被保険者の住所欄および第 3 号被保険者の備考欄に「届出意思確認済み」と記載することにより、委任状の省略が可能。